

学校における生徒指導について

I 学校生活全般について

1 服装・頭髪について

授業にふさわしい服装・頭髪を心がけて下さい。肌を過度に露出した服装はひかえて下さい。

2 授業時のルールについて

(1) スマートフォン・携帯電話等の使用について

ア 授業時はスマートフォンを預かります。

イ 予め勤め先に、授業時間内には連絡を入れないよう、伝えておいて下さい。

保護者の方も授業時間(16:05~20:40)のスマートフォン等への連絡はひかえて下さい。

緊急の場合は、学校までご連絡(湊川高校 078-691-7406)下さい。

ウ 考査時のスマートフォン等の使用は不正行為にあたり、特別指導となります。着信音やバイブレーションであっても警告・指導の対象になります。

(2) 授業時間の飲食について

授業中の飲食は禁止です。食べ物や飲み物は、休憩時間中に済ませるようにして下さい。

(3) 遅刻について

遅刻した場合は、「遅刻入室届」用紙に必要事項を記入し、職員室内の先生の印をもらった上、「遅刻入室届」用紙をもって教室に入ることになっています。「遅刻入室届」用紙のない生徒は、教室に入ることとはできません。欠席扱いとなります。

3 学校内の立入禁止区域について

本校は兵庫高校と共有して教室を使用しています。本校生徒が使用する教室は、3Fの各教室と2Fの情報室、体育館2F、グラウンドです。4F・5F、プール周辺、兵庫高校駐輪場等は立入禁止区域になっています。

この区域に立ち入った者は、警告・指導となります。

4 貴重品の管理について(体育の授業時も同様)

貴重品や授業に関係のない物は学校にもってこないようにしてください。特にお金については、必ず身に付けておくなど自己管理の徹底に心がけて下さい。また、教室移動の際は、カバン等をもって移動するようにして下さい。やむをえず持ってきたお金については、預かる際に中身の確認をし職員室(学年または生徒指導部)に放課後まで預けることができます。

5 エレベーターの利用について

利用禁止です。身体の不自由な方や年配者、特別な事情のある者にのみ許可しています。

6 通学方法について

- (1) バイク・自動車の通学は原則認めていません。
- (2) 自転車は許可制となっています。(ライトやブレーキが正常に作動し、交通法規を守ることが許可の条件です。違反した場合は取り消すこともあります。) また、登下校時の事故等については、学校で責任を負うことはできません。自転車事故に備え、保険(民間)に必ず加入して下さい。

II 生徒指導について

I 特別指導について

無許可車両通学、器物損壊、不正行為(カンニング)、喫煙(電子タバコを含む)、飲酒、窃盗、授業妨害、暴言、指導に従わない、暴力行為、薬物乱用、その他(人権侵害=いじめや誹謗中傷等)を行った者は、特別指導となります。

特別指導となった場合は、保護者の方にも来校していただくことになっています。

2 警告・指導カードについて

警告・指導カードは、特別指導以外の違反行為に対して出されるもので、同じことを繰り返すと、「特別指導」になります。

警告・指導カードとなる行為としては、以下のものがあります。

- (1) 喫煙具の所持 <喫煙具は没収>
- (2) 喫煙同席
- (3) 立入禁止場所(プール南側、兵庫高校駐輪場、職員トイレ、「立入禁止」の表示のあるところ)への進入や、エレベーターの使用
- (4) 調査中のスマートフォン等の所持及び着信音
- (5) その他、マナー違反等

※ 没収したタバコ・ライター等は卒業時に保護者を通じて返却させていただきます。

3 無断外出の禁止について

本校では、D0限始業(16:05)～4限終業(20:40)まで無断外出を禁止しています。仕事や家庭の事情、体調不良などで早退しなければならなくなったときは、担任や学年の先生に必ず理由を申し出て許可を得てから早退するようにして下さい。

4 タバコについて

- (1) 未成年者の喫煙は法律で禁止されています。どこにおいても喫煙した場合は、特別指導となります。
- (2) 成人も学校敷地内や学校周辺での喫煙は禁止です。喫煙した場合は特別指導となります。

※ 兵庫県教育委員会と兵庫県警との申し合わせにより、在籍する生徒が犯罪行為あるいは虞犯行為(犯罪のおそれのある行為)をおこなった場合、学校は警察に通報することになっています(学校通報制度)。

以上、湊川高校のルール、法律に違反する行為(喫煙、窃盗、暴力行為等)、他の人の迷惑になる行為(授業妨害等)等は特別指導になります。